交　N14—87	ＬＥＴ75 ＥＬＥＴ75	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N14—88	ウォーキングバイシクル ＷＢＥＬ	片山工業株式会社 岡山県井原市西江原町1005—1

○国家公安委員会告示第五十二号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十六年十月十七日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月三十一日

国家公安委員会委員長　小川恵里子

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A14—70	パスピエ　マーミー ＡＣ20—0001	株式会社アイジュ 富山県砺波市東石丸397番地７
交　A14—71	電動アシスト自転車 ＭＮＤ263	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１丁２番26号
交　A14—72	ヤマハパス ＸＯＬ１	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14—73	ヤマハパス ＸＯＬ２	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14—74	ヤマハパス ＸＯＬ５	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14—75	ヤマハパス ＸＯＬ６	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14—76	ヤマハパス ＸＯＬ７	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14—77	ヤマハパス ＸＯＬ８	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14—78	ヤマハパス ＸＯＬ９	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14—79	ブリヂストンアシスタ Ｂ２	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A14—80	折りたたみ式電動アシスト自転車 ＫＨ—ＤＣＹ600	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598—11
交　A14—81	電動アシスト自転車 ＫＨ—ＤＣＹ700	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598—11
交　A14—82	ＬＥ63 ＥＬＥ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A14—83	ＬＥ43 ＥＬＥ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A14—84	ＬＭＤ63 ＥＬＭＤ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A14—85	ＬＣＦ63 ＥＬＣＦ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A14—86	ＬＥＴ75 ＥＬＥＴ75	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13

○総務省告示第三百八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　南スーダン派遣施設隊外調整班ウガンダ組

二　国外派遣期間　平成二十六年十一月一日から平成二十七年二月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派　遣　地　域　ウガンダ共和国

○総務省告示第三百八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　南スーダン派遣施設隊

二　国外派遣期間　平成二十六年十一月一日から平成二十七年二月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　四百人程度

四　派　遣　地　域　南スーダン共和国

○法務省告示第四百五十九号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十二月一日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋五十九番地

下地カマド

○法務省告示第四百六十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

本則に次の一号を加える。

三十二　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動

附　則

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

第二条　この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人であって、この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（以下「改正後告示」という。）第三十二号に掲げる活動を行おうとするものから、施行日前に出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の申請があった場合における在留資格認定証明書の交付については、施行日前においても、改正後告示第三十二号の規定を適用する。